

島根県高等学校体育連盟研究部規約

(名称及び事務局)

第1条 本部は島根県高等学校体育連盟研究部と称し、事務局は委員長勤務校に置く。

(目的)

第2条 島根県高等学校体育連盟研究部（以下「本部」という）は県高等学校体育連盟に加盟する県高等学校体育・スポーツ指導者が日頃の研究の成果を発表する機会を設け、また当面する問題について情報交換の場と科学的研究を行い学校教育の一環として高等学校体育・スポーツの発展に寄与しようとするものである。

(事業)

第3条 本部は前条の目的を達成するために次のことを行う。

- 1 全国研究大会への参加・発表
- 2 調査研究の指導・奨励
- 3 高体連誌の編集・高体連会報の発刊
- 4 県研究大会の主管

(役員)

第4条 本部に次の役員を置く

- 1 部長 1名 委員長 1名 他委員
ただし、委員長は該当の部の委員も兼ねる。
- 2 委員は各専門部設置部が10部以上より1名選出し、第2条の目的を達成するために以下の項目について研究する。
 - (1) 競技力の向上：競技力の向上を図る対策について
 - (2) 普及・振興：部活動の充実を図るための普及振興について
 - (3) 安全対策：健康と安全を図る対策について
 - (4) 高体連誌：高体連誌の編纂
 - (5) 高体連会報：高体連会報の発刊
- 3 委員長の任期は2年とし、原則として2期までとする。